

業務委託契約書

委託者（以下「甲」という）と、受託者（以下「乙」という）とは、次のとおり業務委託契約を締結する。

本契約成立の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

第1条（委託業務）

甲は乙に対し次の業務（以下「委託業務」という）を委託する。

- （1） 甲の運営する SOZ における指導全般、およびそれに付随して発生する指導関連業務

第2条（委託料）

1. 甲が乙に支払う委託料は次の通りとする。

（1） 1 コマ 60 分 ： 1800 円（消費税込み）

（2） 延長 30 分 ： 900 円（消費税込み）

2. 甲による乙への報酬は、乙が当月報酬分を甲が指定する方法で甲に報告し、甲が乙の第1条に記す委託業務執行を確認後に支払われる。報酬の支払日は、業務翌月25日（金融機関が休業の場合は翌営業日）に乙の指定する銀行口座に送金する方法にて支払う（送金手数料は甲の負担とする）。
3. 委託業務履行のために必要な経費は乙の負担とする。ただし、予め甲から費用を負担する旨の承諾を得た場合は、この限りでない。

第3条（乙の義務）

乙は委託業務の履行にあたり、次の点に十分配慮するものとし、これらに抵触する疑いがあるときは、予め甲に相談し、指示をあおぐこと。万一これに違反し甲の信用・品位を損なうに至った場合、その損害を賠償する責を負う。

- （1） 乙はこの委託契約において知り得た情報を他に漏洩させてはいけない。本項は委託業務終了後も適用される。
- （2） 第三者に対する差別的発言・誹謗中傷・個人情報漏洩などにあたる内容を登録しないこと。
- （3） 事実と異なる内容または事実と確認できない内容を登録しないこと。

第5条（個人契約の禁止）

契約期間中または契約期間終了後も、乙が当社の紹介した生徒（もしくはその兄弟・知人）に対し、または生徒に別の教師を紹介し直接交渉することを禁ずる。

第6条（報告義務）

- （1） 乙は甲の求めがあるときは、委託業務に関する情報を速やかに甲に報告しなければならない。
- （2） 乙は甲に届け出た氏名・住所・電話番号に変更がある時は速やかに甲に通知する。

第7条（委託業務の終了）

(2) 甲または乙が本契約に違反したとき、または、反社会勢力に該当したとき、相手方は催告を要せず本契約を即時解除できる。この場合、違反者・該当者は相手方のこうむった窓外を賠償する責任を負う。

本契約に定めがない事項については、甲乙協議の上定めるものとする。

オンライン家庭教師 SOZ

電話番号 —————

西曆 年 月 日